



## 高校生相当医療費実質無償化

余市町では、さらなる子育て支援の充実を図るため、令和5年8月診療分より高校生相当（18歳年度末）まで医療費の助成を拡大することを決定しました。

対象のお子様には7月下旬頃に8月以降に使用できる受給者証を郵送します。

また、高校生相当まで助成を拡大することで新たに申請が必要な方（H17.4.2～H20.4.1の期間にお生まれのお子様）には、5月中旬頃に申請依頼文を送付しますので、内容をご確認の上、申請願います。

なお、生活保護を受給している世帯のお子様、余市町以外の自治体ですでに受給者証を交付されているお子様は受給者証交付対象外になりますので、ご留意願います。

### ～令和5年8月診療分以降の助成内容～

#### 0歳～18歳に達する日以後最初の3月31日までの期間医療費実質無償化

※食事代等の保険適用外の金額は基本的に全額自己負担になりますので、ご留意願います。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎ 21-2121



## 国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、お手続きください。なお、退職による国保加入の場合は健康保険の資格喪失証明書が必要になりますのでお勤め先にご確認願います。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくこととなります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますのでくれぐれも手続き忘れのないようご注意ください。

また、現在国民健康保険に加入している方で、就職等により、新たに社会保険や共済保険等に加入された方、他市町村へ転出した方等も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保険課窓口まで届出ください。また、郵送での届出を希望される方は、提出書類をご説明しますので、お問合せください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎ 21-2121



## 国民年金のお知らせ

### ○国民年金保険料が変更になりました！

国民年金保険料は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定され、令和5年4月からの保険料は、月額16,520円となりました。（令和5年3月までは月額16,590円）

保険料の主な支払い方法は次のとおりです。

①納付書によるお支払い（現金納付・電子納付・電子決済）、②口座振替、③クレジットカード納付

※納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されていますが、紛失などで手元に無い場合は再発行することができますので、最寄りの年金事務所へ問合せください。

※口座振替およびクレジットカード納付は、事前に届出が必要となります。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードすることもできます。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましてお問合せください。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎ 21-2120  
小樽年金事務所 国民年金課 ☎ 0134-23-4236